

事 務 連 絡
令和4年11月2日

各 都道府県 認可外保育施設主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)」一部改訂について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月公表、平成24年11月改訂、平成30年3月2回目改訂。以下「ガイドライン」という。）を活用し、各保育所において実施されているところですが、今般、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)一部見直し検討会」における検討を踏まえ、別添のとおりガイドラインの一部改訂がなされました。

認可外保育施設についても、ガイドラインを参考にしつつ、感染症への対応に取り組んでいただく必要があることから、内容について御了知の上、管下の認可外保育施設に対して、ガイドラインの周知をお願いいたします。

(添付資料)

別添 「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)」一部改訂
について(令和4年10月31日付厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)

(参考) 認可外保育施設指導監督基準 抜粋

第7 健康管理・安全確保

(6) 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(平成30年3月厚生労働省)を参考にすること。

○ 感染症の疑いがある場合も同様であること。

○ 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。

○ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。